



## 基本構想

## 第1章 計画策定の意義と計画の前提

### 第1節 総合計画策定の意義

中城村では、昭和 57 年度（1982 年度）に第一次総合計画を策定し、平成 4 年度（1992 年度）に第二次総合計画、平成 14 年度（2002 年度）に第三次総合計画を策定し、豊かな自然や文化をはじめとする本村の特性を活かしたまちづくりを推進してきました。

第三次総合計画策定から 10 年が経過した今、市町村を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進行や地球環境問題の深刻化、国際化及び高度情報化により大きく変化しています。

また、地方分権改革により、国から地方自治体への権限移譲などが進み、県及び市町村の役割は一層高まることとなります。

特に本村においては、人口の増加に伴う新たなコミュニティ※<sup>1</sup>の形成、また村民の価値観やニーズの多様化が急速に進行し続けており、様々な変化に対応する村づくりを実効性の伴う形で推進していくことが求められます。

こうした時代背景や社会経済情勢を踏まえ、本村の特性と課題を的確に把握し、保健・福祉、環境保全、基盤整備、産業振興、教育など様々な分野にわたる施策を長期的な展望のもとに計画的に推進していかなければなりません。

これまでの第一次から第三次までの総合計画の成果を踏まえ、時代背景に即した新しい村づくりに向けて、村民と行政がまちづくりの課題をともに認識し、力を合わせて取り組んでいくことが必要です。

平成 23 年 6 月、地方自治法の一部改正により、市町村における「基本構想」の策定義務が廃止されましたが、「基本構想」を含む総合計画の重要性を鑑み、本村においては、平成 24 年度（2012 年度）以降の新たなまちづくりの方向性を示すため、中城村第四次総合計画を策定するものです。



#### 用語解説

※1 【コミュニティ】居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

## 第2節 総合計画の役割

### (1) 最上位の計画

総合計画は、中城村がめざす将来像と施策の大綱を示し、それをいかに実現していくかを明らかにするものであり、中城村が策定する各種計画の中で最上位に位置します。また、本村の各種計画や様々な施策及び事業を総合的に推進するための基本的かつ長期的な指針となるものです。

### (2) 村民や各種団体等の活動指針

総合計画は、村民や各種団体、事業者に対し、中城村の村づくりの方向性や各種施策を共有し、村づくりを連携・協力（協働）するための指針となるものです。

### (3) 上位計画及び関連計画との整合性と広域的配慮

総合計画は、国や県の上位計画や関連計画との整合性に配慮するとともに、本村のみを視野におくだけでなく、近隣市町村を含めて広域的に配慮し、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整するための指針となるものです。

計画の策定にあたっては、沖縄のあるべき姿、ありたい姿を描いた「沖縄21世紀ビジョン」との整合性も図り策定するものとします。



### 第3節 総合計画の構成と期間・前提

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されます。それぞれの性格と期間は次の通りです。

#### (1) 基本構想

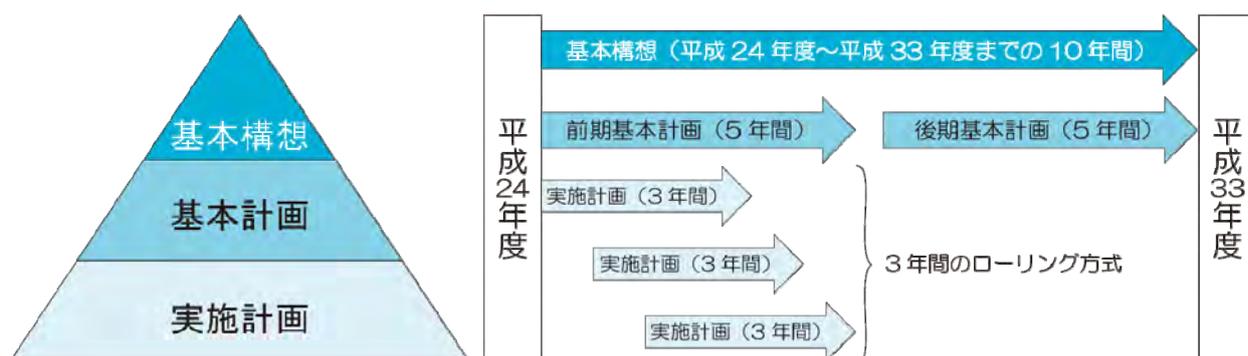
中城村のまちづくりの基本理念と目指すべき将来像を定め、これを実現するための施策の大綱を示します。基本構想の計画期間は、平成24年度（2012年度）から平成33年度（2021年度）までの10年間とします。

#### (2) 基本計画

基本構想に掲げられた将来像を実現するための計画です。基本構想で示された施策の大綱を体系的に明らかにし、基本施策をより具体的に示したうえで計画を着実に推進します。基本計画の計画期間は、平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間で前期基本計画として策定します。後期基本計画については、前期基本計画の達成状況や社会経済情勢の動向をふまえ、必要に応じて改定を行うものとします。

#### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画において具体的に示された施策について、行財政事情をふまえ、どのように実施していくのかを掲げた事業計画です。実施計画の計画期間は3年間とし、毎年ローリング方式※1により社会経済情勢の変化や財政状況に照らし合わせた検討・見直しを行います。

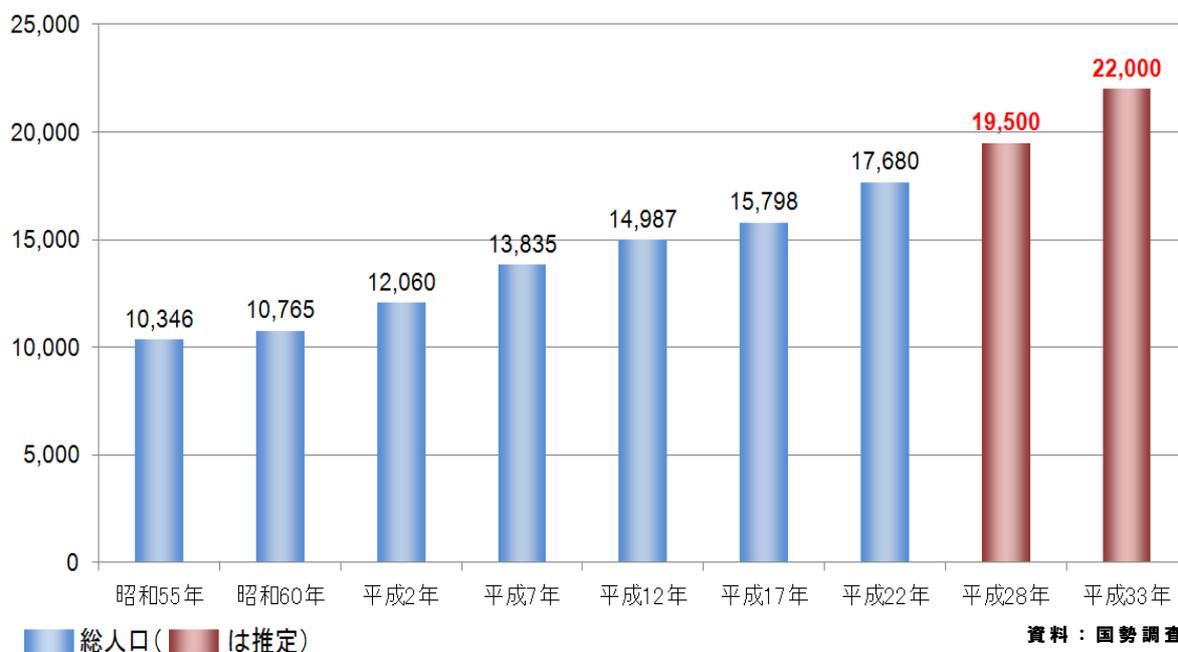


#### 用語解説

※1【ローリング方式】毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれをを防ぐ方法。

## (4) 計画人口

平成22年の国勢調査における本村の総人口は、17,680人です。本村においては、南上原土地区画整理事業地区への新規住民が、今後も一定数見込まれること、また新たな居住ニーズへの対応への検討を図っていくことから、目標年度における計画人口を22,000人とします。



## 第2章 中城村の村づくり構想

### 第1節 中城村の将来像

#### 心豊かな暮らし

#### ～住みたい村、とよむ中城～

海から農地、斜面緑地へと連なる自然環境や中城城跡を中心とした歴史文化遺産をはじめ、これまでに連綿と受け継がれてきた固有の文化や伝統、地域に対する誇り、また長年にわたり育んできた豊かな景観が、村民の「心の豊かさ」を支え続けてきているといえます。

本村の将来像は、昭和57年度（1982年度）に策定された第一次基本構想<sup>※1</sup>では「人間性豊かな田園文化村」とされてきました。平成4年度（1992年度）には第二次基本構想<sup>※2</sup>で、「平和で創意あふれるとよむ中城」、平成14年度（2002年度）に策定された第三次基本構想<sup>※3</sup>では、第一次、第二次の将来像を踏襲し、「豊かな歴史と自然に彩られた田園文化の村、とよむ中城」が掲げられ、村づくりの取り組みを推進してきました。

第三次総合計画策定から10年が経過し、その間、我が国においては、リーマンショックに端をなす厳しい経済状況が続き、さらには、少子高齢化の急激な進行や平成23年3月に発生した東日本大震災のような大災害に対する不安が増大するなど、その社会経済情勢は決して楽観視できるものではありません。

一方で、村内に目を向けてみると、第三次総合計画策定時に設定された計画人口が現実のものとなり、南上原地区においては、都市文化交流拠点としての整備が着々と進められる中で、新たなコミュニティ形成への対応という課題が顕在化しつつあります。

また、産業に目を向けてみると、村の基幹産業の一つである農業を維持していくために、今後の高齢化に伴う後継者不足への対応やより収益性の高い作付け作物の開発をはじめとする農家所得の向上を目指した様々な施策を展開していく必要があります。

さらに、本村における安全・安心な村づくりを進めていく上では、東日本大震災のような自然災害に対してどのように対策を進めていくのかを再確認し、村民すべての安全・安心を確保していくことが求められます。

こうした様々な社会の変化に飲み込まれることなく、長い歴史の中で受け継いできた中城村の歴史を今後も受け継ぎながら、新しい時代へと対応し、中城村が未来永劫に「とよむ」ために、村民一人ひとりが想いを重ね合わせて新たな中城村を築いていくことが必要です。

そのためには、村民一人ひとりが「心の豊かさ」を実感しながら、持続的に発展していく村の実現を目指していくことが重要であり、今回策定する「中城村第四次総合計画」においては、すべての人々が中城村に「住みたい」、「住み続けたい」と思えるような村づくりを進めます。

そこで、第四次基本構想における将来像を「心豊かな暮らし ～住みたい村、とよむ中城～」とします。

#### 用語解説

- ※1【第一次基本構想】将来像：「人間性豊かな田園文化村」  
①健康で快適な住み良い村づくり ②教育・文化のかおる平和な村づくり ③活力ある緑豊かな村づくり
- ※2【第二次基本構想】将来像：「平和で創意あふれるとよむ中城」  
①教育と文化の豊かな村づくり ②利便と快適の住みよい村づくり ③生産と喜びの活力ある村づくり
- ※3【第三次基本構想】将来像：「豊かな歴史と自然に彩られた田園文化の村、とよむ中城」  
①「結」の輪の中で人がとよむ ②田園文化の環境がとよむ ③中城らしさを実感できる仕事かとよむ

## 第2節 村づくりの基本理念

村づくりの基本理念は、本村における村づくりに関する基本的な考え方を示した「中城村の将来像」と、この将来像を実現するための柱となる「施策の大綱」を相互に調整し、村づくりの共通の考え方となるものです。

過去の基本構想で掲げられた理念を尊重しながら、新たなコミュニティ、新たな交流の中で、村民意識の変化や昨今の社会情勢などを踏まえつつ、地域と行政が協働で取り組んでいく中城村の村づくりの基本理念を次のとおり定めます。

### 「自然・歴史・文化」を受け継ぐ村づくり

自然・歴史・文化の価値を再認識することによる村民共有財産の継承

心の豊かさを実感するためには、村民の共有財産である歴史的風土、自然環境、また文化的背景といった中城村がこれまでに継承してきた様々な価値を理解し、その土台の上に今の生活が築かれているということを実感することが必要です。

しかし、村内に現存する数多くの文化財や自然環境の価値、そして村民が体験した悲惨な沖縄戦の歴史を知る村民が少なくなり、故郷の歴史や文化を知らぬままに育ち村を出ていく若者も目立ちはじめています。

今後、村づくりを行っていくうえでは、村の歴史や習わしを知り、理解していくことが出発点であり、そのために、村民一人ひとりが自然・歴史・文化の価値を再認識し、後世へと継承していけるように努力していきます。

### 「安全・安心」を築く村づくり

日々の暮らしの中での安全・安心が確保された環境の創出

心の豊かさを実感するためには、日々の暮らしの中で大きな不安を抱くことなく、安全・安心に生活を送ることができる、ということが必要となってきます。

しかし、安全・安心な生活というものは、そうであることが当たり前のようであり、近年においては、その確保が非常に難しいものになっています。安全・安心な生活は、災害や事故、犯罪といった不測の事態に対しての不安を感じることなく、地域が支えあうことによって健やかに生活することができるという意味が含まれます。

なんでもないような日々の暮らしというものは、こうした安全・安心という強固な土台の上のみ成り立つものであり、村内のどの場所でもこの土台をしっかりと築けるように努力していきます。

## 「暮らし」を描く村づくり

機能的で充足した生活環境や経済的安定を得ることによる活力の向上

心の豊かさを実感するためには、衣食住、仕事、余暇活動といった日常生活の充足に加え、きめ細やかな行政サービス、質の高い教育や快適な生活環境といった、暮らしの豊かさが満たされることが必要です。

さらに、道路や上下水道等の都市基盤整備、保健・医療面での充足といった取り組みにおいて、村民一人ひとりが分け隔てなくその恩恵を受け、かつそれが安定した形で持続的に発展していくことが求められています。

この豊かさをより多くの村民が享受し、「とよむ」中城村に向けた新たな将来像を描けるように努力していきます。

### 「とよむ」とは・・・

「鳴り響く」の意味。中城村は、豊かな土地と景観に恵まれ、古くは貝塚時代（約 3,500 年前）から人が住みついていたことが知られている。琉球王朝時代の中城間切には、護佐丸や中城城などの歴史を彩る人物や史跡が登場し、琉歌にも「とよむ中城 吉の浦のお月 みかげ照りわたて さびやねさみ（世に名高い中城城から吉の浦を眺めると月が美しく照りわたり、なんと平和なことか、とても災いなどあろうはずがない）」とうたわれている。「とよむ」という言葉は、中城においては、この琉歌に由来して、文化・生活すべての面で活気があり、世に響き渡る理想的な村の姿を表す端的な言葉であると考えられる。この「とよむ」を、歴史ある中城村の枕詞として捉え、以前から広報や村内の行事などで常々使用し、村内外への浸透を図ってきた。



## 第3節 施策の大綱

中城村においては、「心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～」を実現していくため、次のとおり「施策の大綱」を掲げ、村づくりを推進していきます。

### 1. 村民参画 「村民一人ひとりが村づくりに積極的に取り組む村」

- ① 村民参加に支えられた協働による村づくり
- ② 男女共同参画社会の推進

### 2. 歴史伝統 「受け継がれてきた価値を再認識し、心豊かに暮らせる村」

- ① 歴史的環境の保全と活用
- ② 伝統文化・民俗芸能の継承

### 3. 教育文化 「子どもの育成と生涯にわたる自己研鑽により、豊かに暮らせる村」

- ① 幼児教育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 社会教育の充実
- ④ 交流事業の推進
- ⑤ 食育の充実

### 4. 防災危機管理 「災害に強く、安心して暮らせる村」

- ① 防災施設の整備
- ② 地域防災体制の育成・充実
- ③ 消防・救急体制の拡充
- ④ 交通安全対策の強化
- ⑤ 防犯対策の強化

### 5. 保健福祉 「村民だれもが健康に暮らせる村」

- ① 母子保健の充実
- ② 子育て支援の充実
- ③ 保健事業の拡充
- ④ 高齢者福祉の充実
- ⑤ 障がい児・者福祉の充実
- ⑥ 地域福祉の充実
- ⑦ 国民健康保険の充実
- ⑧ 国民年金の充実

### 6. 生活環境 「豊かな自然と住環境が共生する村」

- ① 住環境・コミュニティの向上
- ② 自然環境の保全
- ③ 景観の形成
- ④ ユニバーサルデザインの推進
- ⑤ 墓地対策の推進
- ⑥ ごみ減量とリサイクルの促進

### 7. 都市基盤 「利便性に優れ、快適な暮らしを創出できる村」

- ① 上下水道の充実
- ② 道路整備の促進
- ③ 均衡のとれた土地利用の推進
- ④ 公共交通網の拡充
- ⑤ 公共施設の整備・活用
- ⑥ 公園・緑地の整備

### 8. 産業経済 「多様な産業が調和しながら発展し、豊かに暮らせる村」

- ① 農業の振興
- ② 水産業の振興
- ③ 商工業の振興
- ④ 特産品の開発・販売
- ⑤ 観光の振興

### 9. 広域・行財政 「効率的で良質なサービスが提供できる村」

- ① 効率的で良質なサービスの提供
- ② 行財政の確立
- ③ 広域行政の推進
- ④ 平和行政の推進

## 1 村民参画 村民一人ひとりが村づくりに積極的に取り組む村

人口の増加を背景とし、村民のニーズや地域の課題が多様化する中で、村民と行政がともに力を合わせ、村づくりに取り組んでいくことが、これまで以上に求められます。しかし、今後、地域の課題解決に向けて、行政単独や村民だけでは解決できない課題が生じた場合には、相互に補完しながら協働で課題解決に取り組んでいきます。

そのためには、村民一人ひとりが村政への関心を高め、情報を共有し、現状や課題に共通認識を持ちながら、それぞれの役割を認識した村民参画及び協働の村づくりを推進し、将来的な村民発意の村づくりへの道筋をつけていきます。

また、村職員においては、本計画に位置づけられた各種施策に関して、責任を持って取り組み、村民参画により形づくられる村づくりに村民とともに率先して関わっていくものとしします。

### 基本施策①：村民参加に支えられた協働による村づくり

村民参画を支える様々な組織とその活動を支援するため、自治会や NPO 法人<sup>※1</sup>、住民活動組織に対し支援を行うとともに、次世代を担う青年層の活動や地域の文化活動・スポーツ活動等への包括的な支援により地域のリーダーを育成し協働による村づくりの基盤をつくっていきます。

また、老若男女を問わず、すべての村民が個々の経験や技術を活かして活躍できる場を創出することにより、様々な場面において村民と事業者、NPO 法人などが行政と連携を図り、協働で「公共」を担うことのできる仕組み（新しい公共<sup>※2</sup>）をつくります。

行政情報については、広報紙やホームページ等により積極的に公開し、村民と情報を共有することで共通の認識を持ち、開かれた村政を推進します。

また、パブリックコメント<sup>※3</sup>等の実施に努め、村民の意見が反映できる仕組みをつくります。

さらに、地域が主体的に解決に向けた取り組みを実施し、行政がサポートを行うといった村民が中心となった村づくりの体制を推進します。

### 基本施策②：男女共同参画社会の推進

男女が互いの人権を尊重しつつ、性別に捉われることなく、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会を実現するために、男性の仕事以外への活動参加や女性の活動支援により、男女が平等に活躍できる場の創出に努めます。

#### 用語解説

- ※1 【NPO 法人】 Non-Profit-Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。
- ※2 【新しい公共】老若男女を問わず、すべての村民が個々の経験や技術を活かして活躍できる場を創出することにより、様々な場面において村民と事業者、NPO 法人などが行政と連携を図り、協働で「公共」を担うことのできる仕組み。
- ※3 【パブリックコメント】意見公募手続のこと。行政機関が計画の策定や制度等を決定するにあたって、その内容を事前に示し、その案について広く村民から意見や情報を募集する手続。

## 2 歴史伝統 受け継がれてきた価値を再認識し、心豊かに暮らせる村

本村は、世界遺産に登録されている中城城跡をはじめ、安里のテラ、伊舎堂前の三本ガジュマル等の文化財や集落内における屋敷林、生垣、拝所、御嶽等、様々な文化財、文化資産を有しています。それらを適切に保全し、次代へ継承を図るとともに、状況に応じた整備方針の検討や情報発信により、観光資源としての活用も視野に入れた取り組みを推進します。

また、村内地域それぞれの歴史、文化、伝統、環境を尊重し、郷土に対する誇りや愛着を育み、さらに情報発信による周知を図っていくことで、受け継がれてきた価値の再認識に努めます。

### 基本施策①：歴史的環境の保全と活用

村内の文化財においては、学術的調査・研究活動を進め、文化財保護への取り組みを強化するとともに、ハード、ソフトの両面から整備を進めていきます。また文化財を取り巻く歴史的環境や自然環境についても適切な保全を図っていきます。

さらに世界遺産である中城城跡については、計画的な保存事業とともに、周辺と一体となった整備を推進し、イベントや観光の拠点として活用する仕組みを構築します。

### 基本施策②：伝統文化・民俗芸能の継承

各字に残された伝統芸能や風習に関する情報の整備と提供に努め、村民の文化活動への参加促進や地域文化に対する意識高揚を図っていきます。

また、村文化協会や各文化団体の育成を支援し、自主的な文化活動の推進体制を強化します。



添石の旗頭



久場のエイサー

### 3 教育文化 子どもの育成と生涯にわたる自己研鑽により、文化が育つ村

学校、家庭、地域の連携による教育環境の充実、強化を図り、次代の中城村を担い、将来にわたって活躍できる人材を育む村を目指します。

また、村民一人ひとりが、故郷に対する誇りや愛着を育てながら、自らの目標に向かって学び続けることができるように、子どもから高齢者まで一貫した生涯学習の村を目指します。

さらに、琉球大学との包括連携協定※<sup>1</sup>に基づき、語学教育の充実、留学生との交流等により国際化を視野に入れた取り組みを図っていきます。

#### 基本施策①：幼児教育の充実

円滑な幼児教育の展開に向けて、家庭や学校、保育所、子育て支援センターの連携を強化し、幼保一体化への取り組みを検討するとともに、学校教育や社会教育との連携を意識した教育内容の充実を図ります。

また、支援員の知識向上と人的配置の増加、ボランティアの活用により、障がいのある幼児についても健常児と等しい教育が受けられる体制を強化します。

さらに、教育施設の実情をふまえ、建物の老朽化や修繕が必要な箇所に対応するとともに、幼保一体化を視野に入れた施設整備を検討します。

#### 基本施策②：学校教育の充実

環境保全、地域文化育成などの社会的な要請に対応するため、家庭、地域と連携し、自然体験や環境学習、地域文化等を積極的に取り入れた教育カリキュラムの充実を図るとともに、新たな教育実践に対応した教材、備品、学校設備等を拡充します。

また、特別な支援を要する児童生徒への教育の充実を図るとともに、要・準要保護児童生徒援助事業※<sup>2</sup>、特別支援教育就学奨励事業※<sup>3</sup>を周知徹底します。

さらに、児童生徒数の動向や現場の要望をふまえ、施設の拡充・維持管理に努めます。

#### 基本施策③：社会教育の充実

村民の価値観の多様化や充実した人生を送りたいという思いに対応するため、各種団体、サークル、同好会等を支援するとともに、各種活動に対する目標設定や情報発信、成果発表の場等を設け、取り組みに対する意識啓発を図ります。

また、各種講座の実施による生涯学習の充実、スポーツの振興、文化事業等のプログラム拡充や指導者の充実を図り、参加者増加に努めます。

社会教育を推進するにあたり、生涯学習の拠点として位置づけられる図書館の整備を推進していきます。

さらに、村への誇りや愛着を意識づけるため、地域で取り組むことのできるイベントや中城らしいイベントを開催します。

#### 用語解説

※1【包括連携協定】大学、企業、行政などが、特定の目的の個別契約ではなく、ある大きな目的の達成のために多様な分野で連携協力し、地域社会の発展や人材育成等に寄与することを目的とした協定。

※2【要・準要保護児童生徒援助事業】子どもを小中学校へ通学させる際に、経済的な理由等によって給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用の支払いが困難な場合、その一部を援助する事業。

※3【特別支援教育就学奨励事業】特別支援学校及び特別支援学級への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給するもの。保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的とする。

#### 基本施策④：交流事業の推進

これまで、千葉県旭市や福岡県福智町との児童交流、中学生・高校生海外短期留学派遣事業、海外移住者子弟研修生受入事業※1等の交流事業が実施されています。今後も県内外・海外との各分野にわたる交流の拡充を推進するとともに、民泊の受け入れ、イベントの開催等による新たな交流の機会を創出します。

また、スポーツキャンプの誘致等を行い、スポーツに触れ合う機会の創出に努めます。

さらに、琉球大学への留学生との交流を推進するとともに、国際化の時代をふまえ、学校以外で外国語教育が受けられる場を創出します。



児童交流事業(旭市)

#### 基本施策⑤：食育の充実

学校教育を通じて、本村で生産される農水産物への知識向上、栄養、マナーなどの給食指導を強化するとともに、給食センターや家庭との連携により、食生活に対する意識高揚を図ります。

また、アレルギーを持つ児童生徒に配慮した学校給食を検討します。



食育講話

#### 用語解説

※1【海外移住者子弟研修生受入事業】中城村出身の海外移住者（ブラジル・ペルー・アルゼンチン）の子弟を研修生として、沖縄県へ招き、日本語や技術等の習得及び村民との交流を通じて社会の発展に寄与する人材を育成するとともに、研修生の属する国との友好親善を行う事業で平成8年から開始され毎年継続されている。

## 4 防災危機管理 災害に強く、安心して暮らせる村

不測の事態から村民の生命と財産を守るため、村全体が一体となった危機管理体制を構築します。具体的には、大規模な地震や台風等の自然災害に備え、避難場所や避難経路の確保、建物の耐震性強化、津波対策、地滑り対策、村民への意識啓発などを通じ、災害に強い村づくりを進めます。

また、消防救急体制においては、周辺市町村との連携による広域化を推進し、道路交通網整備や防災関連施設の充実による迅速な対応を図ります。

さらに、地域と連携した防犯体制の強化や交通安全の施設の整備促進に努めます。

### 基本施策①：防災施設の整備

本村の環境特性に対応した災害の未然防止対策を強化するため、斜面緑地の保全・育成による地滑り防止や河川改修による円滑な雨水排水、防風・防砂林帯の造成等の整備を強化します。

さらに、津波の危険性に対する周知徹底と対策強化を図るとともに、災害発生時に円滑に避難が行えるよう、避難経路、避難施設の整備・確保、誘導案内の整備を推進します。

### 基本施策②：地域防災体制の育成・充実



地震・津波避難訓練（津覇小学校）

地域防災の強化を図るため、地域における自主防災組織の育成・強化、地域防災体制の整備・充実を図るとともに、緊急時における情報連絡や支援体制を整備します。また、防災に関する情報提供や避難訓練、救援・救護訓練などの教育指導機会を創出し、防災思想の普及に努めるとともに、災害時における情報伝達システムや避難体制の整備などを強化します。

さらに、大規模災害へ対応した中城村地域防災計画<sup>※1</sup>を推進し、高齢者、障がい児・者、妊婦などの災害時要援護者への支援体制を強化します。

#### 用語解説

※1【中城村地域防災計画】災害対策基本法第40条に基づき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

### 基本施策③：消防・救急体制の拡充

消防救急に対する需要増大に対し、火災、救急時の迅速な対応を図るため、消防救急体制の広域化を推進するとともに地域の実情に見合った職員の確保と適正配置、研修や訓練活動による資質の向上を促進します。

また、消火栓、防火水槽等の整備促進、緊急車両の進入が難しい道路については改善を検討します。

さらに、消防、救急車両等の老朽化への早急な対応や消防救急無線のデジタル化及び共同運用を推進します。

### 基本施策④：交通安全対策の強化

日常的な交通安全の確保に向けた交通マナーや交通モラルへの意識高揚を図るため、地域や警察、各種団体と連携し、村民各層に対する安全教育や啓発活動を推進します。

また、交通環境や交通事故発生の実情をふまえ、危険箇所の把握や安全施設の整備拡充による安全な道路環境づくりに努めます。



アイキャッチ作戦

### 基本施策⑤：防犯対策の強化

犯罪の未然防止を図るため、防犯に関する知識の普及・啓発活動により防犯思想の高揚を図るとともに、自治会や青年会と連携し、定期的なパトロールの実施等、地域防犯体制の強化を推進します。また、生活環境の整備と一体となった街灯・防犯灯の設置推進により安全な環境づくりに努めます。

## 5 保健福祉 村民だれもが健康に暮らせる村

人口増加を踏まえ、子育て支援、介護サービス、高齢者の生きがいづくり、障がい児・者への支援体制等の充実を図るとともに、村民、行政、事業者が連携し、地域で福祉を支える仕組みを構築します。

また、乳幼児健診の充実や高齢者の要介護状態への予防、生活習慣病対策などの健康管理体制の充実に努め、保健、医療、福祉の連携による総合的な取り組みにより、乳幼児から高齢者まで、すべての村民が健康に暮らせる村づくりに努めます。

さらに国保制度や年金制度に対する啓発活動により、医療費の適正化や無年金者の防止に努めます。

### 基本施策①：母子保健の充実

母と子の健康づくりを進めるため、乳幼児健診の強化や育児支援教室、母子保健推進員の活動支援を通じた乳幼児の健康管理の充実を推進します。

また、病気を患ったり、アレルギーを持った子どもが増加していることを受け、健診及び相談を通じた指導を推進します。



3歳児検診

### 基本施策②：子育て支援の充実

村内における待機児童<sup>※1</sup>への対策のため、公立保育所、認可保育園<sup>※2</sup>の充足を図るとともに、子どもが安心して遊べる場所を創出し、地域で安心して子育てができる環境を整備します。

また、地域で安心して子育てができる環境を構築するため、保育所や子育て支援センターの連携強化を進めるとともに、相談支援専門員を中心としたバックアップ体制を強化します。

さらに、母子父子世帯については、生活実態の把握に努めるとともに、生活相談・指導等を強化し、諸制度の活用を促進します。

### 基本施策③：保健事業の拡充

保健事業施策の推進にあたっては、疾病の未然防止を基本とし、各種健診事業の拡充及び受診率の向上による健康の保持・増進を図るとともに、村民自ら健康管理が図れるよう健康教育の推進や健康相談、指導業務の強化、イベントの開催やスポーツ、レクリエーションを実施します。

また、医療費補助の有無等の窓口相談の充実や重複受診者に対する指導により、医療費の適正化を推進します。

#### 用語解説

※1【待機児童】県が認可する保育所への入所要件を満たし、申し込みがされているが、施設の不足や保育希望時間の調整が見つからないなどの理由によって入所できない児童。

※2【認可保育園】児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。区市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所（私立）があり、公費により運営されている。

**基本施策④：高齢者福祉の充実**

高齢化社会の進行に伴い、高齢者福祉施設の需要が高まっています。こうした需要に応えるための施設を検討するとともに、村民に対し、介護予防の知識普及を実施します。

また、高齢者の生きがいづくり支援のため、世代間交流等を推進し、高齢者が自らの役割を感じることでできる施策を展開するなど老人福祉計画の充実に努めます。

**基本施策⑤：障がい児・者福祉の充実**

障がい児・者が地域で自立した生活を送るため、障がいに関する知識の普及を図り、早期療育、支援を推進します。

また、障がい児・者に対する村民の意識高揚を図り、自主的な参加や協力のもと、障がい児・者施設と地域の交流機会を創出します。

さらに障がい児・者が安心して過ごせるよう相談事業や療育・指導などの支援策の充実や雇用機会の創出など障害者計画の充実に努めます。

**基本施策⑥：地域福祉の充実**

村民の福祉に対する意識高揚を図り、自主的なボランティアの育成・支援を実施するとともに、連帯意識や相互扶助の精神で支えあう地域福祉の推進体制を密にし、世代間交流の実施や民生委員の活動支援、要援護者<sup>※1</sup>の基準確立を推進します。

また、社会福祉協議会などの関係機関や村内福祉団体との連携を密にし、地域の状況を把握することで、保健や福祉を総合的に充実させます。

さらに、地域商店の減少により増加している購買弱者<sup>※2</sup>に対応するため、地域の購買コミュニティ育成や、NPO 法人等と連携した注文配達や移動販売等の対応を検討します。

**基本施策⑦：国民健康保険の充実**

将来にわたって国保事業の健全な運営を確保するため、財源の安定化を図ります。また、徴収員活動の拡充によって収納率の向上に努めるとともに、未納者への相談・指導業務を強化します。

また、資格の適用適正化に努め、適用対象者への加入促進を図るとともに、各種広報活動を通じて国保制度に関する啓発活動を展開します。

**基本施策⑧：国民年金の充実**

未適用者の加入促進を図るため、国民年金の免除申請や障害年金を含む年金制度についての広報活動を実施するとともに、相談業務の充実を図ります。

また、関係機関との連携を密にし、村内における無年金者を防止するよう努めます。

**用語解説**

※1【要援護者】高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人などの災害時に1人で避難が難しい住民。

※2【購買弱者】スーパーの撤退や商店街の衰退などで、食料品や生活用品の購入に支障が出ている人々。過疎地の路線バスの廃止といった地域交通網の弱体化も背景にある。

## 6 生活環境 豊かな自然と住環境が共生する村

村民の快適な生活を支える住環境の向上を図るとともに、活力あるコミュニティ形成を促進するため、自治会活動への支援や村民活動のネットワーク化を図りながら、村民相互のふれあい豊かな地域社会の実現に努めます。

また、村内の森林、海浜等の自然環境の実態を把握し、適切な保全、管理、整備、活用方策の検討を行うとともに、環境負荷を軽減する取り組みとして、ごみの減量とリサイクルの促進に向けた村民の理解と意識の高揚に努めます。

さらに、近年顕在化してきた墓地問題への対応を図っていきます。

### 基本施策①：住環境・コミュニティの向上

人口増加に対応するため、定住しやすい環境を創出し、都市近郊であるという利便性と穏やかさを合わせ持つ住環境の整備を推進します。また、快適な住環境を維持するため、時代の動向や村民生活の変化などに対応した地域コミュニティの育成、自治会や各種活動団体における環境美化運動への支援を拡充します。

さらに、排水路や道路側溝の整備による雨水処理や生活排水処理対策の推進、日常的に発生する騒音や軍用機等による騒音問題への対応を図ります。



久場区民運動会



南上原敬老会

### 基本施策②：自然環境の保全

豊かな自然を保全するため、村内の自然環境の実態を把握し、適切な評価に基づいた保全対策を推進します。特に、緑地、海岸等の整備を行う際には、周辺の自然環境や生態系に配慮し、在来種を基本とした適切な環境整備を推進します。

また、緑地、海岸等の清掃活動等を実施するとともに太陽光発電等の新エネルギー導入を推進します。

### 基本施策③：景観の形成

緑豊かな景観を継承していくため、斜面緑地は、安全性を考慮しつつ保全します。また、中城村景観計画と連携した取り組みの実施と中城らしい景観形成を推進します。

#### 基本施策④：ユニバーサルデザイン※<sup>1</sup>の推進

誰もが生活しやすい環境をつくるため、スロープの設置や公共施設、公共空間におけるバリアフリー※<sup>2</sup>整備を推進するとともに、身障者用駐車場等の利用マナー向上等、村民の意識啓発と周知徹底を図ります。

また、情報伝達が困難な村民に対して、情報バリアを軽減させるための情報伝達方法の検討に努めます。

#### 基本施策⑤：墓地対策の推進

良好な墓地環境創出のための対策を検討するとともに、新規墓地の規制・誘導等による適正な墓地整備を図ります。

#### 基本施策⑥：ごみの減量とリサイクルの促進

ごみ排出量の増加を視野に入れ、ごみ処理にあたっては、今後とも広域体制のもとに効率的な事業運営を強化するとともに、関係機関との連携のもとに処理対策を推進します。

また、ごみ対策や減量化への意識高揚を図り、さらなる分別の細分化により、ごみの減量を図ります。

さらに、廃棄物の不法投棄に対する監視を強化し、景観保全や環境美化に努めます。

下水道未接続区域におけるし尿処理については、継続して収集体制の改善や処理施設の整備拡充を検討します。



分別収集によるリサイクルの推進

#### 用語解説

※1【ユニバーサルデザイン】文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

※2【バリアフリー】障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道をつくったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりするのがその

## 7 都市基盤 利便性に優れ、快適な暮らしを創出できる村

村民が暮らしやすい質の高い都市基盤の創出に努め、村全体での一体的な向上や地域全体の均衡ある発展に向けて、国道をはじめとする道路網の整備、渋滞の緩和対策、適切な土地利用の在り方の検討、下水道の接続率の向上、公共交通の充実に努めます。

また、公共施設のバリアフリー化、村民の生活や生涯学習に有益な施設の建設、既存施設の改善整備を推進します。

### 基本施策①：上下水道の充実

上水道においては、既存の排水地及びポンプ場の耐震化をはじめとした維持管理の充実に努めるとともに、マッピングシステム<sup>※1</sup>の拡充による老朽化した水道管の早期発見及び漏水対策等を行います。

また、節水対策として、地下水や雨水などの水資源の活用を促進します。

下水道においては接続率の向上に向けた工事を進めるとともに住民への周知徹底を図ります。さらに、施設の破損や老朽化部分、漏水部の修繕を進めるとともに、耐震化を視野に入れた整備を行います。

### 基本施策②：道路整備の促進

村内の交通量の増大により、南北道路の渋滞が課題となっているなかで、その緩和方策を検討します。

既存道路においては、整備が必要である箇所を事前に十分調査し、危険度の高い場所や通学路など優先度の高い場所からの整備を行います。

また、利便性の向上のみならず、地域防災道路、避難道路として使用するための集落内道路や東西方向の道路整備を促進します。

### 基本施策③：均衡のとれた土地利用の推進

「自然」と「歴史」と「暮らし」のバランスを維持しながら土地利用についての検討を行います。

本村の地理的・地形的優位性や自然環境に配慮した土地利用を推進するとともに優良農地については積極的に農用地としての利用を促進し、斜面緑地等は歴史資源を活かし防災にも配慮した土地利用を行います。

村民の需要に応じ、住宅用地が確保できるよう検討を行うとともに南上原地区土地区画整理事業の終了を契機として、住民のニーズに対応した新しい市街地等の必要性を検討します。

中城農業振興地域整備計画<sup>※2</sup>における農用地区域については、必要に応じ見直しを検討します。

また、利便性向上のため、公共施設の整備を進めるとともに、集約化を検討します。

#### 用語解説

※1【マッピングシステム】インターネットを通じて地図データや航空写真等を取り込み、パソコン上でその表示などを行うシステム。

※2【中城農業振興地域整備計画】県知事の指定した中城村の農業振興地域について、農優良農地の確保等の目的のため村が定める計画。中城村では平成15年に計画書が策定されており、農地利用計画や農地保全計画等を定めている。

**基本施策④：公共交通網の拡充**

子どもや高齢者等の村内移動の利便性の向上のため、コミュニティバスや通学バスの導入を推進します。

また、周辺自治体と連携する形での公共交通体系を検討し、広域的な公共交通の確保を図ります。

**基本施策⑤：公共施設の整備・活用**

南上原地区の人口増加に伴い、役場への利便性確保の方策を検討するとともに、役場庁舎及び機能の適正化を図ります。

住民の交流や生涯学習の場としての吉の浦公園や吉の浦会館等の機能拡充を図るとともに村内での学校教育、社会教育の推進のための図書館（図書室）の開設、公共スポーツ施設等の設置を推進します。



吉の浦会館

**基本施策⑥：公園・緑地の整備**

人口増加や出生数の増加を背景に、憩いの場としての公園・緑地の需要の増大が見込まれています。そのため、地域住民の交流や子どもが安心して遊べる施設として、新たな公園整備を推進します。

吉の浦公園をはじめとする既存公園については、誰もが安心して利用できるものとするため、遊具の整備や適切な管理とともに、照明の設置等の環境整備を行います。



公園で遊ぶ子どもたち

## 8 産業経済 多様な産業が調和しながら発展し、豊かに暮らせる村

村内の農水産業は、高齢化による後継者の減少等が課題となっていますが、特産品の開発、新たな販売ルートの開拓、地産地消の促進、農水産物のPR、新規就農者を受け入れる仕組みの確立等により、農水産業の振興を図ります。

また、久場・泊地区の市街化区域編入や南上原地区の事業継続を基盤として、新たな企業の誘致や起業家への支援により雇用機会の拡大を支援します。

さらに、世界遺産に登録された中城城跡を中心に、新たなイベントやツアーの展開、農水産業への体験型観光の実施等の施策展開を周辺市町村との広域連携の枠組みと合わせて検討していきます。

### 基本施策①：農業の振興

農家の収益向上を図るため、高付加価値農業<sup>※1</sup>を推進するとともに、作付け作物の検討や中城村に適した新たな農産物の開拓を推進します。さらに、植物工場<sup>※2</sup>の活用や琉球大学、各種団体、農協等と連携した新たな農業施策を展開します。

また、高齢化等に伴い、遊休農地の増加が見込まれるため、その管理・活用方策の検討を行うとともに、希望者に対する農地の斡旋、営農指導の実践を図ります。

さらに、構造改革特別区域制度<sup>※3</sup>による農業特区により新たな施策の展開が図られるよう検討します。

### 基本施策②：水産業の振興

村内の消費者を確保するため、水産物の販売ルートを確立し、朝市についての情報発信や直売所の設置、漁協が自ら直売する等の新たな販売方法の検討を促進します。

また、都市近郊であるという地の利や観光客の増加を見越し、釣り客を対象とした遊漁船の運営等、観光レクリエーション<sup>※4</sup>に対応した水産業の多様化を促進します。

### 基本施策③：商工業の振興

村民の地元雇用の機会や場を拡大するため、地元企業の育成に力を入れるとともに、公共事業の村内発注や地元資材の調達を促進します。

企業誘致については、村民ニーズの把握と迅速な対応につとめ、積極的・戦略的に取り組みます。また、大型事業の受注を可能にするため、小規模企業の組織化を促進します。

さらに、地域の購買コミュニティを維持・向上するための施策の展開を図ります。

#### 用語解説

※1【高付加価値農業】従来の農産品と栽培法や販売法差別化を図り、相対的に販売価格を上げることが可能とする農業。具体的には、有機栽培、第6次産業化、特産品の開発など。

※2【植物工場】内部環境をコントロールした閉鎖的または半閉鎖的な空間で植物を計画的に生産するシステム。

※3【構造改革特別区域制度】地方自治体などの自発的な創意工夫により、地域特性に応じて、法律規制を緩和するなどの特例を導入する特定の区域を設置することにより、地域の活性化等を図ることを目的とする制度。例として農村再生特区（農地を取得できる下限面積を緩和し、新規農業参入者の増加及び定住を図る）がある。

※4【観光レクリエーション】観光地に訪れると同時に、余暇として何らかの活動を行うこと。具体的には、スポーツイベントや自然体験、農業・漁業体験など。

#### 基本施策④：特産品の開発・販売



中城村の特産品

近隣の市町村を販売対象とした高鮮度の農作物の生産拡大に努める他、中城ならではの地元産品を活かした新たな特産品や加工品の開発を推進します。また、村内の特産品の流通を確保するため、新たな販売ルートの確立、道の駅等の販売施設の整備を検討します。さらに、村内外での中城の農作物を周知させるため、流通PR、情報発信を促進します。

#### 基本施策⑤：観光の振興

観光資源としての中城城跡とその周辺の整備を計画的に推進するとともに、観光ボランティアの育成等のソフト事業を推進するとともに、村の魅力を最大限にPRすることで、観光客の誘致を推進します。

さらに、観光需要の動向をふまえ、新たな観光プログラムの企画、地域の自然や文化、中城城跡等を活用したツアーやツーリズム<sup>※1</sup>を推進します。



グスクの会によるガイド

#### 用語解説

※1【ツーリズム】観光事業、観光旅行。なかでも特にグリーンツーリズムは緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。

## 9 広域・行財政 効率的で良質なサービスが提供できる村

村長はじめ村職員は、常に村民の福祉の向上のため、全力で行政運営を行っていきます。

村民のニーズが多様化・高度化する中で、より効果的に行き届いた行政施策が求められています。そうした昨今の流れの中では、効率的な行政運営を実現するとともに、村民満足度の高いサービスの提供のため、新たな情報通信技術の有効活用も合わせ、村民と行政の情報共有化、広域的な情報発信、広域的課題に対する周辺市町村との連携などを推進することが求められます。そこで、全村一体となった行政改革を推進し、効率的で良質なサービスが提供できる村を築きます。

### 基本施策①：効率的で良質なサービスの提供

効率的で良質なサービス提供を行うため、職員の人材育成と組織改革に取り組みます。

村民の更なる利便性向上を目指し、行政情報を含む村内の情報を的確に広く提供するため、ホームページの定期的な更新、広報誌の充実に努めます。

また、村民のニーズを的確に把握し、それを反映した公共サービスの提供に努めます。

### 基本施策②：行財政の確立

村民や地域社会のニーズに対応して、計画的・効率的な財政運営を行うとともに、行政運営の合理化と経費節減に努めます。

また、PDCAサイクル<sup>※1</sup>の確立に努めるとともに、民間活力の導入や民間委託を促進、企業誘致等による自主財源の確保に努めます。

### 基本施策③：広域行政の推進

広域に取り組むことが有効と考えられる行政需要に対しては、隣接市町村や中部広域市町村圏<sup>※2</sup>の連携に基づいて推進します。周辺市町村との合併については、村民意識調査を行い、慎重に検討します。

### 基本施策④：平和行政の推進

戦争を知らない世代の増大をふまえ、戦争体験を後世に継承し、意識高揚を図るため、各種事業の展開や広報活動により平和教育、平和学習の機会を創出するとともに、慰霊碑や平和の波周辺の整備・管理を行い、村慰霊祭を継続実施します。

#### 用語解説

※1【PDCAサイクル】P(Plan)・D(Do)・C(Check)・A(Action)という事業活動の「計画」「実施」「評価」「改善」サイクルを表す。

※2【中部広域市町村圏】沖縄市・うるま市・宜野湾市・北谷町・嘉手納町・西原町・読谷村・北中城村・中城村の9市町村によって構成される特別地方公共団体。